

♣ 平成18年税制改正

Q : さきごろ、税制改正大綱が公表されたようですが、本年度はどのような改正がありますか？

A : 主な改正点は、次のようなところです。

【解説】

今年度は、次のような税制改正が行われることとなります。

[所得税関係]

- ・ 地震保険料の所得控除制度の創設
- ・ 税率構造を5%から40%(現行は10%から37%)に
- ・ 住宅にかかる耐震改修促進税制の創設

[法人税関係]

- ・ 同族会社の留保金課税制度の廃止、及び不適用
- ・ 役員報酬及び賞与の税務上の取扱いの見直し
- ・ 損金不算入となる交際費の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費を除外
- ・ 中小企業投資促進税制の期限延長と対象設備の見直し
- ・ 情報基盤強化税制の創設
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長と見直し

[相続・贈与税関係]

- ・ 中小企業の事業承継の円滑化を図るための所要の税制措置
- ・ 住宅取得等資金にかかる相続時精算課税制度の特例措置の延長

